令和７年１２月１日
大館市契約検査課

配置技術者等の雇用関係にあることを証明する書類について

建設工事等における配置技術者、役務提供における業務管理責任者等（以下「配置技術者等」といいます。）について、所属会社との直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明する書類（以下「雇用関係を証明する書類」といいます。）の提出を求めておりますが、従来の健康保険被保険者証が令和７年１２月２日以降使用できなくなるため、次のとおりとします。

１　雇用関係を証明する書類
（次のうちいずれか一つを提出）
①監理技術者資格者証の写し
②市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書の写し
③健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し
④所属会社の雇用証明書
⑤これらに準ずる資料

※**令和７年１２月２日以降は、健康保険被保険者証を雇用関係を証明する書類として使用することはできません**。また、健康保険被保険者証として利用登録したマイナンバーカード（**マイナ保険証**）**及び資格確認書は**、所属会社が記載されていないため、**雇用関係を証明する書類として使用することはできません**。

２　書類提出に当たっての注意点
書類に記載されている金額及び番号、並びに配置技術者等以外の者の記載についてはマスキング（黒塗り）をすること。また、上記１の②③については、最新の通知であること。

３　上記１の④所属会社の雇用証明書について
様式は任意であるが、次の全てを記載し、代表者印を押印すること。
ア　所属会社の所在地、商号又は名称、証明者（代表者）氏名
イ　配置技術者等の氏名、雇用開始日
ウ　証明日（提出日とすること）

４　上記１の⑤これらに準ずる資料について
契約検査課へお問い合わせください。

５　適用開始時期
令和７年１２月２日以降に行われる公告案件から適用します。